

建設部現地機関の長 様

建設部長

建設工事の下請契約における県内企業の優先採用について (通知)

このことについて、建設工事は、各種専門工事の総合的な組み合わせにより施工されるものであり、発注者から直接工事を請け負った建設業者 (以下「元請企業」) は、直接的な下請負のみならず、すべての現場の施工体制把握と、工事全般にわたる監督指導が求められています。

また、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が平成 24 年 11 月 1 日から施行されることにより、元請企業は下請企業に対して、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等についても指導・助言その他の援助が求められます。

これらを踏まえ、元請企業により下請指導を行う場合は、協力会社組織等の安定的な下請関係によることが望ましいこと、また、県内建設業者の社会保険、福祉の充実等と、さらなる地域経済の活性化等を図るため、元請企業に対し、下請契約において県内企業を優先的に採用するよう要請することとしますので、条件明示及び施工体制の確認等に適切な対応をお願いします。

記

1 適用範囲

平成 24 年 11 月 1 日以降に契約する全ての工事

2 実施方法

各工事の設計書に添付する、「現場説明事項・施工条件明示事項」に下請契約における県内企業の優先採用を明示し、県外企業を下請とする場合は「下請契約における県外企業採用報告書」の提出を求める。(別紙参照)

3 その他

県内企業の優先採用は、元請企業に対する協力要請である (採用を強制するものではない) ので、県内企業を優先する理由を十分説明する等、適切な対応をお願いします。

建設政策課技術管理室
(室長) 宮原宣明 (担当) 関克浩
TEL 026-232-0111 (内線 3329)
026-235-7312 (直通)
8-231-3329 (防災無線)
FAX 026-235-7482
E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp

別紙

1 現場説明事項・施工条件明示事項への記載について

「4 施工計画」に次の項を加え、順次以下の項は繰り下げる。

(1) 下請契約（施工体制台帳に記載を求める契約をいう）における県内企業の採用について

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書（別紙－5）により取り組みを推進するものとする。

2 下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書の記載事項について（別紙－5）

(1) 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。なお、県内企業とは県内に本社・本店（みなし本店を含む。）を置く建設企業者をいう。

(2) 受注者は、下請企業に対し、本工事は「下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書」があることを周知する。

(3) 受注者は、本工事の施工に関する下請契約について、一次、二次以降を問わず、県外企業の採用があった場合は、その下請契約先と採用理由を別紙「下請契約における県外企業採用報告書」に記入し、施工体制台帳提出時（変更時含む。）に監督員に提出すること。なお、県外企業とは県内企業以外をいう。

平成 年 月 日

事務所長 様

下請契約における県外企業採用報告書

請負者名：

工事名

本工事において契約した県外企業は、以下のとおりです。

下請負人名称	住 所	工事内容	県内企業を採用しない理由